

## コラムVOL 4～個人情報保護法改正概要1～

令和2年9月14日

あぼろ法律事務所

—事務所内の執務スペースにて—

弁護士A「令和2年6月12日に個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律が成立したようだね。B先生これ知ってる？」

弁護士B「改正法が成立したことは知っているんですが、実は内容はまだ…」

弁護士A「勉強不足だね。弁護士たる者常に法律の知識はアップデートしておかないとダメだよ。よし！そんな、勉強不足のB先生のために、今日は僕がざっくりと今回の改正法の概要を説明してあげよう。」

弁護士B「お願いします。」

弁護士A「まず、大前提として確認するけれども、個人情報保護法が適用される、いわゆる個人情報取扱事業者とは何かわかるかい？」

弁護士B「これは、個人情報保護法の2条5項に規定されています。個人情報データベース等を事業の用に供する者をいうとされていて、ただし、国や地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人が適用除外となっています。」

弁護士A「<sup>1</sup>平成27年個人情報保護法改正前は、保有する個人情報の件数が5000件以上ある事業者のみが個人情報取扱事業者として、個人情報保護法の適用対象になっていたんだ。しかし、平成27年改正には、この要件が撤廃されて、小規模な事業者であっても個人情報取扱事業者として個人情報保護法の適用を受けることになったんだよ。例えば顧客名簿を持っているだけの小さな商店であっても、個人情報保護法の適用を受けることになるわけだから、今回の改正法に無関係な事業者というのはごくわずかと言ってもいいだろう。さて、今回の改正法の大きな内容としては、<sup>2</sup>①保有個人データの定義の改正、②保有個人データの開示方法の改正、③第三者提供記録の開示、④利用停止等の要件についての改正、⑤越境移転の際の情報提供について、⑥個人関連情報の第三者提供の制限など、⑦漏洩報告・本人への通知に関する規定の改正、⑧ペナルティの改正が挙げられる。」

弁護士B「結構改正がされるんですね。実務にも大きな影響がありそうですね。」

---

<sup>1</sup> Q&A改正個人情報保護法（新日本法規）32頁から36頁に詳しい。

<sup>2</sup> 金融法務事情2144号24頁から32頁

も。」

弁護士A「実務に対する影響は大きいと思うよ。また、現時点では、個人情報保護に関するガイドライン等が十分に集積していないところもあるので、まず、個人情報取扱事業者が、今後改正に向けてどのように準備を進めたら良いのか、その方向性を指し示す限度でお話をしていこうと思う。まず、①についてだけでも、現行法における保有個人データの定義はどうなっているかな？」

弁護士B「現行法の第2条7項によれば、「個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう」とされており、ここにいう、政令である個人情報保護法施行令（平成15年政令第507号）第5条によれば、その期間は6か月とされています。」

弁護士A「そうだね。しかし、<sup>3</sup>これについて制度改正大綱においては、「短期間で消去される個人データであっても、その間に漏えい等が発生し、瞬時に拡散する危険が現実のものとなっている」という問題意識があり、短期間で消去される個人データについても、開示等の対象に加えるべきという議論がなされたんだ。そこで、今回の改正では、期間の要件を削除して、保存期間に関係なく開示等の対象となったんだよ。」

弁護士B「なるほど。そうすると、今まで6か月以内に消去するからといって開示請求等の対象とならないと考えていたマニュアルや社内規則については変更をする必要があるということですね。」

弁護士A「そういうこと。この点質問が来たら、一度自社で見直して頂くようアドバイスしておくことが大事だね。」

弁護士B「なるほど。」

弁護士A「次に、②について解説をしていくよ。現行法上、保有個人データの開示を本人から求められた場合には、個人情報取扱事業者は、書面の交付をすることが必要だったんだ。だけれども、改正法においては、本人が電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法にて開示請求をすることができるとされることになったんだよ。」

弁護士B「なるほど。そうすると、個人情報保護取扱業者としてはどのような対

---

<sup>3</sup> 令和元年12月13日付「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」10頁

応が必要になりそうでしょうか。」

弁護士A 「まず、電磁的記録の提供による方法以外の方法については現時点では必ずしも明らかではないので、個人情報保護委員会規則の制定にアンテナを張っている必要があるけど、現時点で言えることとしては、電磁的記録による提供の方法等について社内で協議して進めていった方が良いということだね。」

弁護士B 「③についてですけど、第三者提供記録ってそもそも何ですか？」

弁護士A 「それは現行法にもあるから勉強不足だね。<sup>4</sup>第三者提供記録というのは、個人情報取扱事業者が、個人データを第三者に提供したとき又は第三者から提供を受けたときに個人情報保護委員会規則で定めた方法によって作成しなければならない記録のことをいうんだよ（現行法25条及び26条）。そして、今回の改正では、第三者への提供時及び第三者からの受領時の記録も開示請求の対象とすることとなるんだ。」

弁護士B 「第三者提供記録の開示対象が拡大したことは分かりましたが、それにはどのような意義があるんでしょうか。」

弁護士A 「<sup>5</sup>制度改正大綱には「個人情報の流通に係るトレーサビリティについては、本人にとって利用停止権や請求権を行使する上で、必要不可欠な要素である。」としている。すなわち、第三者への提供、受領の記録が無ければ、請求者本人が、個人情報の流通経路をしっかりと把握することができないことに問題意識があるということだね。そのため、第三者への提供時や受領時の、いわば情報流通の繋ぎ目部分の記録を開示対象とすることで、本人の追求を容易にするという点に今回の改正の意義があるということだよ。」

弁護士B 「なるほど。分かりました。そうすると、個人情報取扱事業者としては、このことを十分頭に入れて、第三者への提供時の記録や受領時の記録等を保管しておくということとともに、例えば契約なんかでもそういった預り証の発行等について記載しておくとよいかもしれませんね。」

弁護士A 「そういうこと。今日は、長くなりそうだから、まずはこの辺にして、次は、④から、解説していくので、今日の復習をしっかりとしておくようにね。」

弁護士B 「わかりました。」

---

<sup>4</sup> 前掲金融法務事情2144号 26頁

<sup>5</sup> 令和元年12月13日付「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」13頁